

大阪広域環境施設組合条例第17号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例の規定は、令和元年12月14日から適用する。